

規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定） への対応状況について

平成30年11月6日

経済産業省産業保安グループ[°]

ガス安全室

規制改革実施計画を踏まえた本小委員会での検討項目

- 平成30年の規制改革推進会議投資等WGにおいて、ガスシステム改革の進捗状況を踏まえ、小売市場の競争促進に係る規制緩和について議論され、議論の結果を踏まえ、平成30年6月15日閣議決定の規制改革実施計画では、ガス小売市場における競争促進策7項目が記載された。
- ガス安全小委員会では、保安規制関連2項目の審議を進めていただきたい。

<内管保安・工事の透明化>

事項名	規制改革の内容	実施時期
内管保安・工事における競争環境の整備	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。＊ また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から <u>委託する際の要件の透明化などを検討</u> し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

※料金の厳格査定等については、電力・ガス取引監視等委員会を中心に実施。

<ガス保安規制の整合化>

事項名	規制改革の内容	実施時期
ガス保安規制の整合化	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の <u>保安規制の整合性がとられるよう</u> 、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

(参考) 規制改革実施計画に記載されたガス関連の他項目

- 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)では、ガス小売市場における競争を促進する観点から、保安規制関連2項目以外にも以下のような事項について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずることとされている。

保安規制関連以外の事項

(1) 熱量バンド制への移行

- ・現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討。

【平成31年度中間整理】

(2) 一括受ガスによる小売間競争の促進

- ・一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討を行う。【平成30年度結論】

(3) ガス卸供給の促進

- ・ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行う。【平成30年度結論】

(4) ガス託送料金の適正化

- ・新たに認可申請される託送料金について、個別査定等により十分な事後評価を行い、結果を公表する。

【平成30年度に事後評価の結果公表】

(5) LNG基地の第三者利用の促進

- ・LNG基地の第三者利用を促進する観点から、事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、対象となるLNG基地の拡大について検討を行う。【平成31年度結論】

規制改革推進会議投資等WG

規制改革推進会議の下に設置された投資等WGにおいて、ガス小売市場の競争について議論がなされた。

<委員>

座長	原 英史	政策工房代表取締役社長
	吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<専門委員>

角川 歴彦	KADOKAWA取締役会長
村上 文洋	三菱総合研究所 主任研究員

主な開催スケジュールは下記のとおり。

○2月19日 有識者ヒアリング

(東京大学社会科学研究所 松村敏弘教授)

○2月27日 事業者ヒアリング

(東京電力EP、日本瓦斯)

○4月13日 有識者、省庁ヒアリング

(社会保障経済研究所 石川和男代表、経済産業省)

○5月 8日 有識者、省庁ヒアリング

(社会保障経済研究所 石川和男代表、経済産業省)

※「規制改革実施計画」より抜粋・要約して作成。同計画における決定事項についてはガス安全小委員会、電力・ガス取引監視等委員会、ガス事業制度検討WGが適宜連携しつつ検討を進める予定。

＜参考＞ 規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定 抜粋） ①

- ガス小売市場における競争促進のための改革として、平成30年6月4日に規制改革推進会議が答申し、6月15日に規制改革実施計画が閣議決定された。

＜規制改革実施計画＞

事項名	規制改革の内容	実施時期
現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す
一括受ガスによる小売間競争の促進	一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置
制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置

<参考> 規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定 抜粋） ②

<規制改革実施計画>

事項名	規制改革の内容	実施時期
ガス託送料金の適正化	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価のかい離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置
内管保安・工事における競争環境の整備	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置
L N G基地の第三者利用の促進	L N G基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるL N G基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。	a：平成30年度検討開始、平成31年度結論 b：平成30年度検討・結論・措置 c：平成30年度措置
ガス保安規制の整合化	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置